

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 5 指名停止措置建設業者：
住 所 大阪府大阪市大正区鶴町 2 丁目 1 5 番 2 6 号
商号又は名称 株式会社 カナデビアエンジニアリング
- 6 指名停止の期間：
令和 8 年 8 月 2 7 日 ～ 令和 8 年 9 月 2 6 日(1 ヶ月間)
- 7 事実概要：
大阪府内の工事において、建設業法第 15 条第 2 項で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置したとして、近畿地方整備局長から令和 8 年 6 月 19 日付で、指示処分を受けた。
- 8 指名停止の理由：
「うきは市指名停止等措置要綱」第 3 条に定める別表その 2 第 1 1 号「建設業法の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき」に該当することから、指名停止期間は 1 ヶ月とする。

[うきは市指名停止等措置要綱 別表 2 第 1 1 号該当]

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 11 建設業法の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 カ月以内